

平成22年2月26日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

東京地方裁判所判事 楡井 英夫

私は、平成22年2月2日から同月13日までの間、堀籠幸男最高裁判事に随行し、アメリカ合衆国（ワシントン DC 及びサンフランシスコ）に出張しましたが、その概要は以下のとおりです。

第1 出張日程の概要

別添記載のとおり

第2 ワシントンDC（2月2日から2月7日まで）

1 2月2日（火）

ABA (American Bar Association) Lamm 会長

ABA は、約40万人の会員を擁する法律家の任意団体（会員には弁護士だけでなく、裁判官、検察官も含まれる。なお、全米の弁護士数は100万人を超えるといわれる。）である。ロースクールの認証、法曹実務家に対する研修プログラムの提供、法律に関する情報提供、市民のための法制度改革運動等を活動内容とする。

会長任期は1年であり、Lamm 会長は、ワシントン DC 在住の国際取引を専門とする弁護士である。雑誌の企画で「全米で最も影響力のある女性50人」に選ばれたこともある。

要旨

ABA は、社会から弁護士が信頼を獲得するための活動に力を入れている。実際、次期会長の主たるプロジェクトは法教育である。教師の団体に対して情報

提供を行って教師を通じて法教育を進める間接的な方策と弁護士が学校を訪問して授業を行う直接的な方策の2つを包括的に進める予定である。後者では、童話や映画を題材にして模擬裁判を行い、争い事をどのように法的に解決するかを子供にもわかりやすく行う。

弁護士の研修制度にも力を入れており、研修の企画は34の法分野にわたっている。書籍を刊行するだけでなく、講義をネット上で配信するなどして会員に情報提供している。また、各州は、弁護士に対して倫理研修を年間数時間程度受けることを義務づけていることが多いことから、そのための研修も提供している。さらに、1年目の弁護士に対してはロースクール教育と実務の隙間を埋めるための研修（Bridging the Gap）を提供している。

ABAの意見には法的拘束力はないが、各法分野や法曹倫理に関し、Model Ruleを多数策定しており、これが各州の立法に採用されることにより、法分野で事実上大きな影響力を有している。先週には各州の最高裁長官が集まる会議にも出席してきた。

今後の課題としては、グローバリゼーションとテクノロジーの進展が法律家の活動に与える影響について考えていくことである。

日本の法曹とは今後も対話を継続し、信頼関係強化を図っていきたい。

2 2月3日（水）

- (1) ジョージタウン大学 Areen暫定学部長（前の学部長が国連高等難民次席弁務官に任命されジュネーブに先週赴任したため暫定学部長を務めている）

堀籠裁判官より判事補在外研究員の受入れについて感謝の意を伝えた上で質疑を行ったところ、先方が述べた要旨は以下のとおり。

ロースクール入学希望者の選考は、まずは大学及び統一試験（LSAT）の成績を重視した上で、奉仕活動を行ってきたかなどについても考慮している。倍率は約12倍である。本校はロースクールランキングでは14位であり、ワシントンDCではNo1の学校である。教授陣には、ワシントンDCの裁判官、弁護

士、政府関係者等の優れた実務家もいる。3年教育のJDの学生はジェネラリスト教育を受けるが、1年教育のLLMの学生については税法、国際法、安全保障法等の専門教育を用意している。

なお、Areen 暫定学部長は、日本の文部科学省の留学生からの情報によって、日本のロースクール制度についても知識があるようであり、関心が高かった。

その後、ロースクールの施設案内を受けたが、ジョージタウンの自慢の施設として、2004年に新築されたビルの中にある連邦最高裁での口頭弁論用の模擬法廷を案内された。この模擬法廷は学生の使用は認めておらず、専ら連邦最高裁での口頭弁論を控えた弁護士のために無料で貸し出されているとのことであり、連邦最高裁で弁論する弁護士のうちかなりの割合の者が、ここで事前練習をした上で本番に臨むということであった。なお、連邦最高裁での弁論を行う弁護士の顔ぶれはある程度限定されているそうであり、この模擬法廷で訓練を行い新しい弁護士達に連邦最高裁での弁論に挑戦してもらいたいとの話も出ていた。

さらに、中国法が専門のWeld教授とも短時間懇談したところ、同教授は、日本の裁判員制度に関心を示しており、アメリカでは日本と異なり、国民の司法に対する関心が強すぎることに問題があるなどと述べていた。また、現在の連邦最高裁は政治的すぎるとも述べていた。

(2) ジョージワシントン大学 Lawrence学部長、Karamanian教授（留学生担当）

なお、両教授は2年前に日本の卒業生の会合の際に来日し、最高裁を訪問したことがあるとのことであった。

堀籠裁判官より判事補在外研究員の受入れについて感謝の意を伝えた上で質疑を行ったところ、先方が述べた要旨は以下のとおり。

日本の若い裁判官がアメリカの法制度について勉強することは、比較法的な視点で日本の法制度を理解する上で重要である。我々は、外国の法律家が当校で学ぶことを重要視しているので、50か国以上からLLMの学生を受け入れて

(2) 藤崎大使との懇談

オバマ政権の現状、普天間基地問題、トヨタ自動車リコール問題等について大使から説明を受けた。なお、[REDACTED] 外交官出身の藤崎万里最高裁判事は当時調査官であった堀籠裁判官と仕事をされており、大使は当時の[REDACTED]の仕事の様子等についても語っておられた。

(3) 連邦最高裁 ロバーツ (Roberts) 長官との会談

連邦最高裁は、保守派 (ロバーツ、スカリア、トーマス、アリート)、リベラル派 (スティーブンス、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール)、中間派 (ケネディ) の分類に応じた判断傾向があると言われ、5対4の評決となる判断も珍しくない。訪問した時期は、直前の1月21日に、企業献金を受けた選挙の広報活動を規制する連邦法を5対4で違憲とする連邦最高裁判決 (Citizens United vs. Federal Election Commission) が出され、これに対し、オバマ大統領が27日の一般教書演説において、判決は、選挙に対する、ロビイストや、特定の利害関係者の影響力を強め、民主主義に打撃を与えるものであるとの強い批判を加えたため、行政と司法の間の緊張感が高まっているとメディアでは騒がれていた。

連邦最高裁では、裁量上告受理制度 (Certiorari) を採用しているため、2008年から2009年の開廷期の裁量上告受理申立て (Petition for writ of Certiorari) は7738件あったが、口頭弁論が開かれたのはわずか83件であり、判決 (Opinion) が下されたのは74件にとどまる。

ロバーツ長官略歴

1955年生まれ。1979年ハーバード大学ロースクール卒。1979年～80年第2巡回区連邦控訴裁判所ロークラーク。1980年連邦最高裁レーンクイスト長官のロークラーク。

司法長官特別補佐官、レーガン大統領顧問、訟務長官首席補佐官、ワシントン DC での弁護士活動を経て、2003年ワシントン DC 特別巡回区控訴裁判所判事。主に行政法の分野における最高裁での弁論活動において、司法省、弁

護士の立場から豊富な経験を有する。2005年ブッシュ大統領の任命により50歳（史上3番目の若さ）で連邦最高裁長官に就任。

会談要旨

堀籠裁判官

世界の裁判制度を見ると、憲法判断をする特別の裁判所と、一般の法解釈を行う最終審としての裁判所の2つの裁判所を有する国が多いようである。

私は、日本の最高裁と合衆国最高裁は、憲法判断と一般の法解釈という2つの機能を有している点で、世界の司法制度の中において共通する部分があると認識しており、貴国の制度に対し、親近感を有している。

ロバーツ長官

堀籠裁判官が言われた点は私も様々な場面で口にしている。憲法判断と一般の法解釈をどの裁判所が行うのが適当かというのは非常に重要な点である。私は、両者を1つの裁判所が行うという日本やアメリカの制度は良いものであると考えている。なぜなら、裁判官同士が日頃から法律解釈について議論していることは、憲法解釈を行う際にも法的な観点から議論ができ、議論が政治的になるのを防ぎうるからである。憲法裁判所は、政治化し過ぎるおそれがある。

堀籠裁判官

私も長官と同じ考えである。そこで、憲法解釈には様々なアプローチがあることは承知しているが、連邦最高裁が憲法の解釈機能を果たされる上では、憲法の文言や歴史的な経緯に忠実であることのほか、時代の変化、社会の要請、判断の与える影響等について、どの程度考慮するのが相当とお考えであるか、長官のご意見をお聞かせ願いたい。

ロバーツ長官

憲法を解釈するというのは難しいことである。でも、私の父は、簡単なことであるならば誰にでもできるが、難しいことも誰かがしなければならぬとよ

く私に対して話していた。

憲法の解釈は、文言や起草者の考えに忠実に行うことが優先される。結果の与える影響については、結果の影響に配慮してある解釈を避けるということはないが、不当な結果が生じるのであれば、その解釈が正当かどうかを自問自答することはある。時代の変化については、憲法は将来にわたり存在していくものであり、時代とともに変化する規制とは異なる。したがって、時代の変化のために解釈が変わるということはない。ただし、航空機による移動等を憲法の通商条項が想定していなかったことも確かである。しかし、その場合であっても、憲法起草当時の基本的考え方はいまだに使える。憲法に対し信頼の念を持つことが重要である。連邦最高裁は、裁判官同士の意見が異なる場合がしばしば生じるが、起草者の意図は状況の変化では変えることはできないということ、私は同僚達とよく議論している。

堀籠裁判官

連邦最高裁における裁量上告受理制度 (Certiorari) は、1890年代に部分的に導入されて以降、その後の立法により大幅に拡大され、遂に1988年には、権利上告 (Appeal) の制度は、ごく例外を除いては廃止されるに至ったと承知している。Certiorari が拡大されてきた背景には連邦最高裁が果たすべき機能がどのように関わっているのか、お聞かせ願いたい。

ロバーツ長官

Certiorari は、連邦最高裁にとってなくてはならない重要な特徴である。連邦控訴裁判所が異なる判決をしたり、憲法上の重要な問題がある場合等にのみ連邦最高裁は判断を行う。我々は下級審が行った法律解釈を是正するための裁判所ではないのである。したがって、我々は年間1万件に近い上告受理申立てのうち100件に満たない数の事件についてしか判断を下さない。堀籠裁判官が指摘された年号は我々にとって重要である。これらの制度改革によって、我々は行政府や立法府と平等の権威を保てる組織になったといえる。1万件を判断しなければならないとしたら、我々はロークラークと同じやり方で仕事をしなければならないだろう。最近アルゼンチンの最高裁長官の訪問を受けたが、同国

の最高裁は年間1万5000件を処理しなければならないそうで、小法廷を用いてどんどん事件処理をしているそうであり、同長官はこのようなことが続けば最高裁の権威を保てなくなると述べていた。Certiorariがあつてこそ、真に重要な事件に集中することができ、連邦最高裁が司法制度の中で高い位置を占め、その存在感・意義を発揮できるのである。アメリカ全体でみれば、あまりに多数の訴訟が存在しているが、連邦最高裁だけは違う状況にあり、それゆえに連邦最高裁の意義があるのである。

ロバーツ長官

ところで、日本では司法試験の合格率が驚くほど低かったが、近年、日本の法曹養成制度が大きく変わったと聞いている。現状はいかがか。

堀籠裁判官

日本の法曹養成のアメリカとの大きな違いは、司法修習終了後に直ちに判検事になれるというシステムを採用している点にある。司法試験については合格者を増加させるとともにロースクール制度を採用した。新しい司法試験制度及び法曹養成制度は始まったばかりであり、現在発展途上である。

ロバーツ長官

日本のキャリアシステムは、裁判官の専門性を高める点で優れていると思う。一方でアメリカのように弁護士としての弁論技術を高めた上で裁判官になるという制度にも利点はある。

堀籠裁判官

貴長官に日本の最高裁をご訪問いただくことを日本の最高裁長官は望んでおり、お受けいただけるのであればお招きしたいと考えている。

お招きすることが可能かどうか、貴長官のお考えをお聞かせいただければ幸いである。

ロバーツ長官

是非伺いたいという気持ちはある (I would very much like to visit.)。私は、1982年に司法長官の特別補佐官をしていた時に日本を訪問したことがあるが、その時は当然ながら最高裁に招待していただくことなどなかった。日本を訪問したいという気持ちはあるのだが、スケジュールが忙しいという面がある。時期としては先になるかもしれないが、是非伺いたいという気持ちはある。

会談の後、広報担当者から、法廷、連邦裁判官会議等を行う会議室、歴代最高裁長官の肖像画のある会議室、図書館等の案内を受け、併せて連邦最高裁の歴史について説明を受けた。

4 2月5日 (金)

連邦控訴裁判所DC巡回区 Sentille所長

連邦控訴裁判所には地域ごとに第1から第11までの巡回区とワシントンDCを管轄するDC巡回区が存在し、さらに特許等の専属管轄を有する連邦巡回区 (Federal Circuit) の合計13の巡回区が存在する (かつては地方裁判所と最高裁判所の裁判官が控訴審の合議体を構成し、各地を巡回して審理を行ったことから、巡回区 (Circuit Court) との名称が付き、未だに残っている。)。DC巡回区は、連邦政府の行政委員会の審決等について専属管轄となる事件を有するため行政訴訟が多い点が他の控訴裁判所と異なる特徴となっている。また、重要な行政事件を担当するためか、DC巡回区の判事から連邦最高裁判事が任命されるケースも多く、現在の連邦最高裁判事の中でも9人中4人 (ロバーツ長官、スカリア、ギンズバーグ、トーマス) がDC巡回区出身である。

なお、連邦控訴裁判所の Chief Judge は、65歳未満で在勤1年以上の裁判官の中で任命の先順位に従って就任するため (任期は7年又は70歳まで)、長官ポスト自体が大統領の任命の対象となる連邦最高裁長官とは大きく異なっている。

会談は、ワシントンDCを襲った大雪で Sentille 所長が登庁できなかったため、急遽電話会議により行った。

質疑の要旨は以下のとおり。

行政訴訟が多いのが当裁判所の特徴であり、行政委員会から直接上がってくる事件 (direct review) とワシントンDC連邦地裁から上がってくる事件を合わせると係属事件の約半数が行政訴訟である。行政訴訟の中では、direct review が約6割である。direct review についても当審は原則として法律審であり、実質的証拠法則 (substantive evidence rule) が適用になるため厳格な基準をクリアしなければ事実認定を問題とすることはできない。行政委員会の判断の破棄率は20パーセント程度であり、ワシントンDC連邦地裁の行政訴訟の控訴事件の破棄率はもっと低く10から15パーセント程度である。大法廷 (En Banc) による審理は、重要な法的問題がある場合や、判例変更の場合等に当裁判所の判断を統一するために行うが、行われるのは年3回程度である。当裁判所の判断に対する上告率は高く、3分の1程度が裁量上告受理申立て (petition for writ of certiorari) をするが、そのうちで連邦最高裁が Certiorari の申立てを受理し、口頭弁論を開くのは年間わずか2、3件であり、当裁判所の判断が破棄されるのはそのうちの1件あるかないかであるから、当裁判所は行政事件の分野において事実上の最終審であるとの評価も当たっている。当裁判所の今後の課題は、行政府による新しい規制が、裁判の場で初めて議論されるのは当裁判所であるため、新しい分野での規制にどう対応していくかという点である。特に、政権交代によって新しい規制は増えると予想される。

その後、雪の中登庁していた数少ない判事として Brown 判事と面会した。

同判事は、自分はカリフォルニア州最高裁の判事をしていて2005年にブッシュ大統領に任命された、州最高裁の時はあらゆる事件を担当していたので自分は行政訴訟の専門家というわけではないが、法律家としてのジェネラルな経験に基づいて事件処理にあたっている、4人いるロークラークもいずれも行政法専門というわけではないが、勉強すれば十分に対応できている、年間約28日間開廷し、各開廷日には3、4件の口頭弁論を聴くので、年間約100件位の事件に判断を下している、その他に口頭弁論を開くまでもない事件も多数処理している、などの説明を受けた。

この日の午後に連邦巡回区控訴裁判所（特許，意匠事件の控訴事件の専属管轄を有しており，日本の知財高裁に相当する連邦裁判所）の Michelle 所長及び Rader 次期所長（近年毎年のように日本の知財高裁を訪問している。）と会談予定であったが，大雪のため先方が登庁できなくなり，会談は残念ながらキャンセルとなった。後日大使館を通じて，両裁判官には，日本の知財高裁設立の際の調査等への協力について感謝の意をお伝えした。

5 2月7日（日）

ワシントンDC在住の裁判所派遣留学生等との懇談

清水光判事補（ジョージワシントン），水越壮夫判事補（ジョージタウン），調査出張中の石村神戸地裁豊岡支部長と現在の研修状況や調査活動等について懇談を行った。

以上ワシントンDCでの日程については，大使館の上村善一郎書記官（出向中の判事補）に懇談のアレンジ，同行等について支援を受けた。

第3 サンフランシスコ（2月8日から2月13日まで）

1 2月8日（月）

長嶺サンフランシスコ総領事との懇談

総領事からは，カリフォルニア州はリベラルな政治的風土があること，アメリカでの新しい問題はカリフォルニアから発信されることが多いこと（例えば，同州の司法分野で今話題なのは同性婚を認めるか否かの問題であり，本年の州議会選挙の大きな争点にもなっている。），同州の厳しい財政状況（司法予算も例外ではなく，例えば，州のすべての裁判所は昨年末より毎月第3水曜日は閉庁とされている。），管轄地域はアジア人が多く，日系人社会との連携を強化し

ていること、金融危機後のシリコンバレーの現況、シリコンバレーの著名弁護士であったルース駐日大使との交流等について説明を受けた。なお、長嶺総領事は堀籠裁判官が内閣法制局総務主幹の時の参事官であり、久しぶりの再会であったとのことである。

懇談では Squire and Sanders (旧 Graham and James) 法律事務所の下田弁護士、Moyle 弁護士も同席され、日本法人に関わる当地での法律業務に関する説明も受けた。

2 2月9日(火)

(1) サンフランシスコ市公設弁護人事務所 (Public Defender Office) Jeff Adachi 所長

政府の予算で運営され、常勤のスタッフ弁護士が刑事弁護を提供する公設弁護人事務所は、アメリカの多くの地域において、刑事弁護の主たる担い手となっている。日本の国選弁護制度に類似する、事件毎に裁判所が地元弁護士の名簿から弁護人を任命する官選弁護 (Appointed Counsel) は、公設弁護人事務所の活動を補完する位置づけになっている地域が多いようである。なお、連邦レベルでも連邦公設弁護人事務所が存在し、各地に事務所があるため、本公設弁護人事務所では連邦事件は扱わない。

公設弁護人事務所の所長は州知事や市長によって任命されることが多いが、本事務所の特徴は、所長が住民の選挙によって選出される点であり (カリフォルニア州では唯一であり、他州でもアラスカ州、フロリダ州程度のようにある。) より民主的なバックグラウンドを持つとともに政治的なポストとなっている。サンフランシスコ総領事によれば、Adachi 所長は、いずれは市長の座もうかがいうる、日系人社会における民主党系の重要人物であるとのことであった。

質疑要旨

市の憲章 (Charter) により、公設弁護人事務所所長は4年ごとの選挙で選出されることになっている。なお、市の検事局長 (District Attorney) も選挙

で選出される。自分のキャリアとしては、この公設弁護人事務所において15年間にわたり No2 のポストにあり、100件程度の陪審裁判を担当してきた。しかし、当時の所長と政治的に対立したため、一度解雇され、2002年に自らが立候補して当選することによりこの地位についた。

この事務所には90人の弁護士（なお、カリフォルニア州には約20万人の弁護士がいる。）と70人の事務スタッフがおり、年間2万5000人の刑事弁護を扱っている。市の刑事事件のうち6割を公設弁護人事務所が扱っている。官選弁護はその余の4割程度であり、例えば、共犯事件で利益相反になりうるために公設弁護人事務所が引き受けられない事件や、公設弁護人事務所の事件処理能力を超えた分等が官選弁護に回っている。費用も公設弁護人事務所の方が安く効率的であり、公設弁護人事務所の弁護費用は1時間当たり45～75ドルであるのに対し（なお、公判に至らない事件が圧倒的に多いことから、事件当たりでみると重罪が約1000ドル、軽罪は約400ドル程度である。）、官選弁護では1時間当たり65から140ドルもかかっている。事務所の総予算は、年間2400万ドルであり、その9割が人件費である。所長である自分の給料は年収約20万ドル、若手弁護士は8～9万ドル程度である。我々は、市の職員という身分にあるが、弁護士についてはいつでも解雇されうる立場にある。弁護士の採用や勤務評定の最終決定権は所長である自分にある。自分の仕事は管理業務中心であるが、重罪と軽罪を年間各1件直接担当している。予算状況は厳しく、犯罪者の権利を守る我々は検事局より政治的に弱い立場にあり、自分は、常に予算に関し市長及び市議会と闘っている。

被疑者は逮捕されてから96時間以内に裁判所において First Appearance の手続を受けるが、貧困者であれば、この段階までには公設弁護人事務所の弁護人を選任できることになっており、被疑者段階から公判に至るまで弁護を受けることができる（なお、公設弁護人事務所は、拘置所、裁判所、検事局に隣接する場所に所在しており、接見等の便も非常に良い。）。弁護人の活動の結果、不起訴になったり、有罪答弁をすることになるものもあるため、公判に至るのは1パーセント以下である。このようにごく一部の事件のみが公判に進むため、当事務所は年間250件の陪審裁判を担当するが、その50パーセントで無罪を獲得している。また、刑事弁護活動にとどまらず、犯罪者の更正支援活動等

も行っている。

なお、Adachi 所長は日本の司法制度改革の概要についても承知されており、司法支援センター及び裁判員裁判の現状について質問があった。

(2) カリフォルニア州最高裁 Werdeger 判事

カリフォルニア州最高裁の判事は7名であり、知事に任命され、任期は12年であり、就任及び再任後最初の州選挙の際に信任投票を受ける。連邦最高裁同様に裁量上告受理制度をとっている（なお、Certiorari という用語ではなくより平易な Discretionary Review という用語を使用していた。）。唯一の例外として死刑事件の上告は、権利としての Appeal が認められている点が特徴的である。

質疑要旨

第1審（カリフォルニア州では Superior court という。）の判断に対する控訴は権利としてできるが、控訴審の判断に対する上告については死刑事件を除いては裁量上告受理制度をとっているため、年間7000件ある裁量上告受理申立て（petition）のうち受理するのは5パーセントだけであり、その中で口頭弁論を開くのは115件程度である。もちろん裁量の範囲ではあるが憲法判断を要する事件は受理するようにしている。申立てを受理するかどうかの判断は、連邦最高裁では9人中4人の賛成で、賛成が過半数に満たなくても受理しているが（Rule of Four と呼ばれている。）、カリフォルニア州最高裁は7人中4人の過半数の賛成がなければ受理しない。カリフォルニア州の裁判所には2000人の裁判官がおり、これは連邦裁判所全体よりも多いのであって、控訴審判決に対して多くの上告受理申立てが出るのであるから、連邦最高裁よりも受理の要件が厳しくても合理的といえよう。

死刑事件は、昨年の新受が23件で現在163件が係属中である。判断までに時間を要している主たる理由は、州が費用を払うにもかかわらず弁護人の確保が容易でないためである。なお、全米でカリフォルニア州を含む37州が死刑制度を有していると認識している。死刑事件については、当該事件において死刑が重すぎるかどうかという点の判断はしない。法的に手続に誤りがあるか

否かを判断する。例えば、陪審員が偏見を抱いていたか、検事が提出すべき証拠を隠蔽していたか、更にはよくある上告理由としては弁護人の能力に問題があったかどうかなどである。

すべての事件を7人の裁判官全員で審理し、口頭弁論は、月に3日開廷し、1日5、6件を審理する。カリフォルニア州は広いため、最高裁の本庁があるサンフランシスコのほかにもサクラメント及びロサンゼルスでも開廷する。

選挙によって州民の審査を経るが、信任投票であって、一部の州にあるような対立候補間で選挙運動を展開するような必要はないから、政治化しないで済む。1970年代には死刑に消極的といわれた最高裁判事数人が信任されなかった例もあるが不信任は極めてまれなケースである。

最高裁判事のサポートスタッフは、Law Clerk 制度ではなく、弁護士として実務経験のある者を継続的に雇用する Staff Attorney 制度をとっており、各裁判官共通の Central Attorney として民事事件担当15人、刑事事件担当25人、死刑事件担当12人がおり、そのほか各裁判官専属の者として長官は8人、その他の判事には5人ずつの Staff Attorney がいる。かつては Law Clerk 制度をとっていたが、カリフォルニア州最高裁は事件負担が重くて忙しいので、新卒者を短期間で訓練するのは大変なため、15年ほど前に Law Clerk 制度はやめた。

Central Attorney が、上告申立て受理相当の重要事件Aリストと申立て却下相当の事件Bリストを作成した上で各裁判官の間で回覧し、7人中4人の裁判官がAリスト相当との暫定的な意見を付すれば、長官が主任裁判官を指名し、主任裁判官がメモを作成し回覧した上で、毎週水曜日に行う審議に付される。審議では上告受理するかどうか、受理する場合にはその結論について議論される。連邦最高裁では口頭弁論の後に本案について審議されるが、カリフォルニア州最高裁では口頭弁論の前には本案の結論について審議が一応終了している。全員一致の判決が7割であり、反対意見を付することはできるものの、下級審に明確な指針を示すためにできるかぎり全員一致を目指している。口頭弁論の後90日以内に判決することになっている。

法廷には口頭弁論をテレビ中継するためのカメラが設置されており、著名事件の口頭弁論はケーブルテレビで中継される。写真は代表撮影させており、事

前申請があれば口頭弁論の最中の場面でも撮影を許可している。このあたりは、テレビ中継も写真撮影も認めない連邦最高裁よりは開かれている。カリフォルニア州最高裁は、一昨年、同性同士の結婚を認めた州法が州憲法に反しないと判断し、それに対し、昨年、同性婚を禁止する州憲法の改正案が住民投票によって採択されたところ、その改正手続も裁判で争われ、カリフォルニア州最高裁は改正手続に違法はないと判断した（なお、現在、同性婚を禁止した改正州憲法が連邦憲法に違反するとしてロサンゼルス連邦地裁に訴えが提起され、係争中である。）。同性婚を巡る一連の裁判はカリフォルニア州におけるこの1年間で最も注目の高かった裁判であるところ、カリフォルニア州最高裁の口頭弁論の際には、一般向け傍聴席20人分に午前4時に並んでいた先着60名の傍聴希望者を、20人ずつ3交代で傍聴させたし、判決文がホームページにアップされるや8万8000件がダウンロードされた。

2 2月10日（水） 第9巡回区連邦控訴裁判所 McKeown判事

第9巡回区は、12ある巡回区の中でも最大の規模を有しており（管轄地域は、カリフォルニアのほか、アラスカ、アリゾナ、ハワイ、アイダホ、モンタナ、ネバダ、オレゴン、ワシントンの西部9州である。）、この点が、運用上のいくつかの特徴の背景となっている。

質疑要旨

第9巡回区は、管轄人口は全米の4割、管轄面積は全米の3分の1であり、全米で5万6000件ある連邦控訴事件のうち1万3000件が当裁判所に係属している。管轄区域が広いためサンフランシスコのほか、シアトル、ポートランド、ロサンゼルス（パサデナ）でも定期的の開廷しており、時にはハワイ、アラスカで開廷することもある。他の控訴裁判所でも本庁以外で開廷するところはあるが、せいぜい1か所である。開廷予定は1年前に決める。27人の現役の裁判官がいるが、3人ずつの合議体のメンバーは固定されてはおらず、開廷地及び事件負担が偏らないように配慮した上で、コンピューターでランダム

に組み合わせる。

連邦控訴事件の事件処理の流れであるが、1万3000件の控訴事件のうち、控訴が受理されると、一部の事件は、裁判官が関与しない調停手続に付する。調停に付するのは複雑な民事事件が多いが、9人の経験豊富な弁護士が常勤の調停官として勤務しており、1000件程度は調停によって終了している。調停で終了する事件のほか、手続違背等の理由で却下される事件も多数あるので、本案に関する書面 (Brief) を提出させるのは、約55パーセントにとどまる。その後、85人いる常勤の弁護士資格を有する職員である Central Staff Attorney (多くは2, 3年の実務経験を有し、5年の任期で雇用されている。) が事件分類を行い、明らかに却下すべき事件を選別し、合議体の3人の裁判官の前で口頭にて却下相当の理由を説明し (Oral screening と呼んでいる。裁判官が管内の様々な地域に生活の本拠を有しているためテレビ会議で行うこともある。)、裁判官が了解することによって、約3分の1の事件は却下される。なお、Staff Attorney の制度は当裁判所に特有のものではなく、他の連邦控訴裁判所にもある。本案の判断をする年間約5000件の事件のうち、口頭弁論が開かれるのは約2000件、Memorandum ではなく判例となる Opinion が作成されるのはうち約1000件である。本案の判断をする事件については、各裁判官が1年の任期で4人ずつ採用している Law clerk が裁判官の仕事を補助している。

大法廷 (En Banc) は、多くの巡回区では文字通り裁判官全員が参加して開廷されるが、当裁判所では、裁判官の数が多いため、裁判長をつとめる所長以外は、くじでランダムに10人の裁判官を選び、11人で構成をする。大法廷は、他の巡回区では年に1, 2件であるが、当裁判所では、合議体の数が多く、判例統一の必要性が高いことから、活発に大法廷が開廷されているのが特徴であり、年間20から25件ある。控訴事件を直ちに大法廷で審理することも法的には可能であるが、ほとんどの場合、当該法律問題について3人の合議体での判断が出された後、しかも複数出された後に、当事者からの Rehearing の申立てを受けて大法廷は開廷される。当裁判所の大法廷は年間20から25件と他の控訴裁判所と比較すれば多いが、大法廷が開かれるのは年間1000件もある Rehearing の申立てのうちのごく一部である。大法廷はランダムに構成さ

れるため、大法廷の開廷を支持した裁判官が構成に入るとは限らない。大法廷の判例を後の大法廷が変更できるかどうかという点については、法的には可能であるが、実際にはかなりまれである。法改正がなされ、事情が変更したような場合に限られよう。

昔に比べると事件数は相当増加しており、60年代には年間400件程度しかなかったのが今や1万3000件である。連邦裁判官は終身制であるため、増員は難しく、当裁判所には84年以降増員はなかったが、ようやく昨年1名の増員があった。事件増の理由は、①人口増及びそれに伴う経済の拡大、②連邦法、特に連邦犯罪規定の増加、③移民の増加、④受刑者の増加であると思われる。実際、移民に関する訴訟が事件数のうちの3分の1以上の割合を占めている。州裁判所で罪が確定し、州刑務所で受刑している者も Habeas Corpus（人身保護）の申立てを連邦裁判所に対してできるので事件負担増の要因となっている。

3 2月11日（金） スタンフォード大学

(1) スタンフォード大学は、ロースクールランキング3位以内に入る名門であり、東部アイビーリーグのロースクールが1学年4,500人規模のところが多いのに対し、1学年170人と小規模であることや、サンフランシスコ郊外のシリコンバレーに近い地域にあることから知的財産分野に強いなどの特徴がある。

Cramer 学部長

堀籠裁判官より判事補在外研究員の受入れについて感謝の意を伝えた上で、質疑を行ったところ、先方が述べた要旨は以下のとおり。

当ロースクールの学生の採用方針は、他校とはやや異なっており、もちろん試験の点数で足切りはしているが、学生がどのような活動をし、どのような論文を書き、どのような志望を有しているかといった個性を重視して、様々な学生が混ざり合うように配慮している。実際、学生には人と違った考え方をするよ

うにと教えている。

教育方針としては、単なる弁護士にとどまらない人物となってもらいたいと考えており、そのため2、3年生では他学部の授業も取ることを奨励している。ジェネラリスト教育とスペシャリスト教育は両立すると考えており、多くの学生は専門的方向に興味を持って卒業する。卒業後、すぐに公的な仕事に就く者は約1割であるが、弁護士として活動した後に公的な仕事に就くこともありうると学生には常々話している。

なお、Cramer 学部長は、1992年に東大で教えた経験もあるとのことであり（学部長の専門分野は憲法、抵触法、連邦問題、司法制度等）、日本のロースクールの現状や、裁判員制度の現状についても質問があった。

Marshal 教授 クリニックコース責任者 (Director)

学生が実務家教員の指導の下、実際の事件を担当することにより実務教育を受けるクリニックコースは、多くのロースクールに存在するが、当校の特徴は、1つの学期を通してフルタイムで実施している点にある。JDの学生の8割近くが卒業するまでにクリニックコースを取っている。分野は、民事訴訟、刑事弁護、検察、移民法、教育法、労働法、環境法、国際法、知的財産権法、連邦最高裁弁論手続の10分野である。自分は、刑事分野で死刑確定者の救済手続等を指導している。なお、カリフォルニア州では、この15年間で死刑執行は10数人にとどまっているため、刑務所内に全米で最多の約700人の死刑囚がいる。クリニックでは、実際の事件で州の裁判所で証人尋問をさせたり、州の最高裁や控訴審で学生に口頭弁論させたりすることまでである。昨年12月に日本のロースクールに招かれてクリニックについて話をするため出張する予定であったが、都合により行けなかった。

(2) サンフランシスコ在住の裁判所派遣留学生との懇談

平野佑子判事補（スタンフォード）、加藤雅寛判事補（UCバークレー）、高橋祐喜判事補（UCバークレー）と現在の研修状況等について懇談を行った。

第4 終わりに

今回堀籠裁判官の随員としてロバーツ連邦最高裁長官をはじめ、アメリカの司法関係のハイレベルの方々と面会することができたのは私にとって貴重な経験となった。アメリカの法制度は、決して体系的には整備されていない法律と多数の判例によって構築されており、更には連邦制という日本にはない問題もある。そのような複雑な法制度を有し、かつ、大きな弁護士人口とそれに伴う膨大な訴訟をかかえる中で、最上位ないしはそれに近い立場の裁判所が、どのようにして判断に値する事件について判断を下しているのかを知り、また、司法の機能、意義を発揮し、高めようとされているのかを感じることができた。アメリカの司法関係者の発言は、司法制度改革を経た後の日本の司法の在り方についても示唆を与えてくれたように思う。

今回の出張では、ワシントンDC滞在中に史上最大級の豪雪に襲われ、サンフランシスコへの飛行機がキャンセルになるというハプニングを経験したが、帰国日を予定から2日後に変更することで、何とか後半の日程を遂げることができた。最後に、帰国日の変更手続きをはじめ、困難な事務を円滑に対応いただいた秘書課の方々や大使館、領事館の関係者の皆様に改めて厚く御礼申し上げます。